

# 第2回茨木市特別職報酬等審議会

## 資 料

1 委員からの質問への回答	・・・	P 1
---------------	-----	-----

### 【市長・副市長関係】

2 現市長就任後の茨木市の実績	・・・	P 3
3 市長、副市長の執務日数等	・・・	P 5
4 市長、副市長のスケジュール表	・・・	P 9

### 【議員関係】

5 議員の活動内容	・・・	P 14
6 議案等の審議状況	・・・	P 16
7 本会議・委員会等の開催状況	・・・	P 17
8 茨木市議会における主な議会改革の取組み	・・・	P 18

## 質問に対する回答について

### 【問】

- ① 現在の特別職（市長、議員）の報酬は何を基本に決定しているのか。  
国の基準等があれば、示されたい。
- ② 特別職の報酬を決定するうえで、他市や民間との比較等の提示があったが、基本的判断基準や原則など示されたい。

### 【回答】

上記①②について、当初の報酬設定は、各自治体が各々の財政状況及び首長等の意思に基づき行われたと推測され、それら不均衡につき、各自治体からの求めに応じ、昭和36年に以下の国通知が発出され、各自治体はそれを基準に見直し行っている。

以下、特別職の報酬等にかかる国の通知の要旨を抜粋

#### ○地方公務員の給与制度の改定について（昭和36年2月11日自治事務次官通知）

- ・特別職の地方公務員の給与改定を行う場合には、次の諸事情などを総合的に考慮し、適正な改定を行うこと。
  - ア 国家公務員の特別職の給与改定
  - イ 各地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯
  - ウ 各地方公共団体の一般職の職員の給与改定の取扱い
  - エ 他の地方公共団体との均衡

#### ○特別職の報酬等について（昭和48年12月10日自治省行政局公務員部長通知）

- ・一部の地方公共団体において、特別職の報酬等の決定に関し、一般職の職員に適用される給料表の特定の給料月額に一定割合を乗じて得た額とする等、いわゆるスライド方式を採用する向きが見受けられる。
- ・特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自ずからその性格を異にし、また、その額は個々具体的に住民の前に明示するよう条例で定めるべきものである。
- ・したがって、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引き上げられることとなるような方式を採用することは、特別職の報酬等の額の決定について広く民意を反映させるために設置されている特別職報酬等審議会の実効性が失われることにもなるので、かかる方式を採用することのないよう、厳に留意すること。

**【問】**

- ③ 各委員指摘の市長や議員の職務量や成果などは報酬の根拠になるため、資料として提示されたい。

**【回答】**

第2回審議会に提出予定です。

**【問】**

- ④ 施行時特例市の報酬比較において、特に茨木市の議員報酬は高額である。財政力等に関係するのか、議員報酬への考え方の違いなのか理由を示されたい。

**【回答】**

施行時特例市においても、市町村それぞれに人口・面積・財政規模・議員数など多様であり、議員報酬の水準についても首長や職員の給与水準との相対的な関係も様々であることから、議員報酬の水準を設定する際の配慮事項を一律に議論することは困難である。

その中でも議員1人当たりの人口が多い市町村については、比較的報酬も高くなっている傾向が見受けられる。

## 現市長就任後の茨木市の実績

### 【平成 28 年度】

○市長就任（H28. 4. 18～R2. 4. 17）

- ・市民会館 100 人会議開催（～H29. 2）
- ・待機児童対策（私立保育所等、小規模保育施設への補助）
- ・一時避難地の整備
- ・公園大型遊具等の再整備
- ・茨木市ブランドメッセージ及びロゴの作成

### 【平成 29 年度】

- ・市民会館跡地エリア活用基本構想策定
- ・待機児童対策（公立幼稚園の認定こども園化、公立待機児童保育室の開室）
- ・新名神高速道路 茨木千提寺 I C 供用開始
- ・J R 総持寺駅開業、茨木松ヶ本線全線供用開始
- ・元茨木川緑地リ・デザイン シンポジウム開催
- ・市制施行 70 周年記念行事（～H30. 12）

### 【平成 30 年度】

- ・市民会館跡地エリア活用基本計画策定
- ・社会実験 I B A L A B 実施（～H30. 12）
- ・待機児童対策（公立小規模保育施設の開室）
- ・J R 茨木駅リニューアル（エスカレーター、コンコース設置）
- ・市制施行 70 周年記念式典
- ・オーストラリアホストタウン（ホッケー）の登録
- ・茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行
- ・こども医療費助成の拡大
- ・ユースプラザの開設
- ・ごみ処理施設の長寿命化の着手
- ・川端康成青春文学賞の創設
- ・大阪北部地震への対応

## 【平成 31 年・令和元年度】

- ・安威川ダム周辺整備基本構想策定
- ・追手門学院大学 茨木総持寺キャンパス開設
- ・市制施行 70 周年記念映画「葬式の名人」茨木市先行公開
- ・いばらき健康マイレージ事業の実施
- ・プレミアム付商品券の発行
- ・小中学校タブレット端末の拡充

## 【令和 2 年度】

○市長再任（R2. 4. 18～R6. 4. 17）

- ・市民会館跡地エリアにおける新施設建設着手
- ・保育所待機児童数 0 人を達成
- ・地区保健福祉センターの整備
- ・病院誘致に向けた基本整備構想の検討
- ・キャッシュレス決済等の導入
- ・中学校給食基本計画策定
- ・G I G A スクール構想の実現に向けたネットワーク環境等の整備
- ・新型コロナウイルス感染症への対応

## 市長、副市長の執務日数等について

**市長** 令和元年度の概算（令和2年度以降は新型コロナの影響により例年と異なるため）

**執務日数（平日）**                      **年間 237日** ※土日祝、年末年始、夏休除

▽一般職員の勤務時間（8時45分～17時15分）を基本に執務を行っている。

（1日 7.75時間 × 年間 237日 ≒ 1,837時間）

▽上記の時間以外（主に夕方以降）も会合や、行事での挨拶を行っている。

（1日 2時間 × 年間 72日 = 144時間） ※時間は平均値

**執務日数（土日祝）**                      **年間 104日**

▽主に会合や地域イベントなどにおける挨拶。

（1日 4時間 × 年間 104日 = 416時間） ※時間は平均値

**執務が無い日**                              **年間 25日**

### 執務内容

▽議会対応

- ・定例会（3月・6月・9月・12月）、臨時会（2月）
- ・会期前の各議員への説明
- ・議会に係る答弁調整
- ・本会議及び委員会への出席

▽庁内会議（年間約500件）

- ・各部署との会議

▽来客対応（年間約300件）

- ・市内外からの来客への対応

▽会合や行事での挨拶（年間約550件）

- ・地域での夏祭り、運動会、敬老会での挨拶
- ・各団体の会合への参加やイベントにおける挨拶

▽出張（年間26件） ※府内18、府外8

- ・大阪府市長会（例月）
- ・省庁への国家要望等

▽通常執務

- ・決裁処理
- ・各部署からの報告や相談についての調整

▽その他

- ・災害対応

**市 長** 令和2年度の概算（新型コロナによる影響）

**執務日数（平日）**                      **年間 238日** ※土日祝、年末年始、夏休除

▽一般職員の勤務時間（8時45分～17時15分）を基本に執務を行っている。

（1日 7.75時間 × 年間 238日 ≒ 1,845時間）

▽上記の時間以外（主に夕方以降）も会合や、行事での挨拶を行っている。

（1日 1.5時間 × 年間 15日 ≒ 23時間） ※時間は平均値

**執務日数（土日祝）**                      **年間 33日**

▽主に会合や地域イベントなどにおける挨拶。

（1日 2時間 × 年間 33日 = 66時間） ※時間は平均値

**執務が無い日**                              **年間 94日**

**執務内容**

▽議会対応

- ・定例会（3月・6月・9月・12月）、臨時会（2月）
- ・会期前の各議員への説明
- ・議会に係る答弁調整
- ・本会議及び委員会への出席

▽庁内会議（年間約400件）

- ・各部署との会議

▽来客対応（年間約300件）

- ・市内外からの来客への対応

▽会合や行事での挨拶（年間約100件）

- ・地域での夏祭り、運動会、敬老会での挨拶
- ・各団体の会合への参加やイベントにおける挨拶

▽出張（年間24件） ※府内21、府外3

- ・大阪府市長会（例月）
- ・省庁への国家要望等

▽通常執務

- ・決裁処理
- ・各部署からの報告や相談についての調整

▽その他

- ・災害対応

**副市長** 令和元年度の概算（令和2年度以降は新型コロナの影響により例年と異なるため）

**執務日数（平日）**                      **年間 237日** ※土日祝、年末年始、夏休除

▽一般職員の勤務時間（8時45分～17時15分）を基本に執務を行っている。

（1日 7.75時間 × 年間 237日 ≒ 1,837時間）

▽上記の時間以外（夕方以降）の通常執務

（1日 1時間 × 年間 200日 = 200時間） ※時間は平均値

▽上記の時間以外（夕方以降）の会合

（1日 3時間 × 年間 36日 = 108時間） ※時間は平均値

▽議会対応（答弁調整）

（1日 5時間 × 年間 8日 = 40時間） ※時間は平均値

**執務日数（土日祝）**                      **年間 15日**

▽主に会合や地域イベントなどへの参加

（1日 3.5時間 × 年間 15日 ≒ 53時間） ※時間は平均値

**執務が無い日**                              **年間 114日**

**執務内容**

▽議会対応

- ・定例会（3月・6月・9月・12月）、臨時会（2月）
- ・会期前の各議員への説明
- ・議会に係る答弁調整
- ・本会議及び委員会への出席

▽庁内会議（年間約500件）

- ・各部署との会議

▽来客対応（年間約150件）

- ・市内外からの来客への対応

▽会合への参加等（年間約100件）

- ・各団体の会合への参加等

▽出張（年間7件）

- ・省庁への国家要望

▽通常執務

- ・決裁処理
- ・各部署からの報告や相談についての調整

▽その他

- ・災害対応



## **副市長** 令和2年度の概算（新型コロナによる影響）

**執務日数（平日）**                      **年間 238日** ※土日祝、年末年始、夏休除

▽一般職員の勤務時間（8時45分～17時15分）を基本に執務を行っている。

（1日 7.75時間 × 年間 238日 = 1,845時間）

▽上記の時間以外（夕方以降）の通常執務

（1日 1時間 × 年間 238日 = 238時間） ※時間は平均値

▽議会対応（答弁調整）

（1日 5時間 × 年間 8日 = 40時間） ※時間は平均値

**執務日数（土日祝）**                      **年間 2日**

▽主に会合や地域イベントなどへの参加

（1日 2時間 × 年間 2日 = 4時間） ※時間は平均値

**執務が無い日**                              **年間 125日**

### **執務内容**

▽議会対応

- ・定例会（3月・6月・9月・12月）、臨時会（2月）
- ・会期前の各議員への説明
- ・議会に係る答弁調整
- ・本会議及び委員会への出席

▽庁内会議（年間約450件）

- ・各部署との会議

▽来客対応（年間約150件）

- ・市内外からの来客への対応

▽会合への参加等（年間約50件）

- ・各団体の会合への参加等

▽出張（年間1件）

- ・省庁への国家要望等

▽通常執務

- ・決裁処理
- ・各部署からの報告や相談についての調整

▽その他

- ・災害対応

市長、副市長は地方公務員法第3条第3項に規定された特別職にあたり、同法の勤務時間その他の勤務条件についての規定の適用が無いため、所定の勤務時間が無い。

## 『市長の一日 スケジュール表』

時刻	所要時間(分)	出来事	内容
8:30		出勤	
8:45	15	通常執務	決裁、資料の確認等
9:00	30	来客応対	来客との面談
9:30	30	来客応対	来客との面談
10:00	60	会議	担当課との調整会議
12:00	45	昼休憩	
12:45	15	通常執務	決裁、資料の確認等
13:00	30	会議	担当課との調整会議
13:30	15	行事出席	子ども・若者支援フォーラムでの挨拶
13:45	150	会議	担当課との調整会議
16:15	60	会議	担当課との調整会議
17:15	15	通常執務	決裁、資料の確認等
17:30	30	移動	公用車での移動
18:00	15	会合出席(市外)	社会福祉団体の会合での挨拶
18:15	15	移動	公用車での移動
18:30	30	総会出席	一般社団法人の総会での挨拶
19:00		退庁	

## 『市長の一日 スケジュール表(議会のある日)』

時刻	所要時間(分)	出来事	内容
8:30		出勤	
8:45	75	議会準備	担当課との答弁調整等
10:00	120	本会議	本会議への出席
12:00	45	昼休憩	
13:00	240	本会議	本会議への出席
17:00	60	通常執務	担当課との答弁調整等
18:00		退庁	

## 『市長の一日 スケジュール表(休日)』

時刻	所要時間(分)	出来事	内容
8:40		出勤	
9:00	40	行事視察	ふるさとまつりでの挨拶
9:40	20	移動(公用車)	
10:00	40	表敬訪問	オーストラリア代表ホッケーチーム表敬訪問
10:40	20	移動(公用車)	
11:00	30	告別式参列	
11:30	30	移動(公用車)	
12:00	60	昼休憩	
13:00	60	イベント出席	ホストタウンデーキャンペーンでの挨拶
14:00		帰宅	
16:30		出勤	
17:00	90	イベント出席	ホストタウンマッチでの挨拶
18:30	30	移動(公用車)	
19:00	120	イベント出席	ふるさとまつりでの挨拶(4か所)
21:00		帰宅	

## 『副市長の一日 スケジュール表』

時刻	所要時間(分)	出来事	内容
8:20		出勤	
8:45	15	会議	行政委員会との調整
9:00	30	会議	担当課との調整会議
9:30	30	来客対応	来客との面談
10:00	60	会議	担当課との調整会議
11:00	60	会議	工事請負入札審査委員会
12:00	45	昼休憩	
12:45	45	会議	行政委員会との調整
13:30	120	会議	担当課との調整会議
15:30	90	会議	担当課との調整会議
17:00	60	通常執務	決裁、資料の確認等
18:15		退庁	

## 『副市長の一日 スケジュール表(議会のある日)』

時刻	所要時間(分)	出来事	内容
8:30		出勤	
8:45	75	議会準備	担当課との答弁調整等
10:00	120	本会議	本会議への出席
12:00	45	昼休憩	
13:00	240	本会議	本会議への出席
17:00	360	議会準備	担当課との答弁調整等
23:00		退庁	

## 議員の活動内容

### 1 議会活動

#### （1）地方自治法に規定されている会議

- ・本会議
- ・常任委員会
- ・特別委員会
- ・議会運営委員会

#### （2）その他の会議（令和3年度）

＜地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場＞

- ・幹事長会
- ・議員総会
- ・正副委員長会
- ・議会広報委員会
- ・総務常任委員協議会
- ・文教常任委員協議会
- ・民生常任委員協議会
- ・建設常任委員協議会

＜議会内部における任意設置の会議＞

- ・議会基本条例推進協議会

＜一部事務組合等＞

- ・大阪府都市競艇企業団議会
- ・淀川右岸水防事務組合議会
- ・大阪広域水道企業団議会
- ・大阪府後期高齢者医療広域連合議会

＜行政委員会＞

- ・監査委員

＜審議会等＞

- ・都市計画審議会
- ・青少年問題協議会
- ・空家等対策協議会

＜外郭団体＞

- ・土地開発公社

## 2 議員活動（議員の個人活動）

- ・ 執行機関の監視及び評価のための調査や研鑽
- ・ 施策の評価や改善に関わる研究
- ・ 議案に関する調査、研究、議会質疑への練り上げ
- ・ 各種委員会等に関わる個別調査や自主勉強
- ・ 会派における会議、種々のテーマに沿った調査、研究、政策提案への醸成
- ・ 茨木市議会、大阪府市議会議長会主催等の研修会への参加
- ・ 市主催行事への参加
- ・ 各種団体会議、行事等への参加
- ・ 市民相談の受け入れ、対応
- ・ 市民ニーズ、市民意見の把握のための各種活動への参画
- ・ 市政の広報活動、市民とのコミュニケーション



## 議案等の審議状況

(単位:件)

区分		年度					
		H28	H29	H30	R1	R2	
市長提出案件	条 例	39	33	35	39	33	
	予 算	20	16	16	16	22	
	決 算	7	7	7	7	7	
	専 決 処 分	0	1	2	2	4	
	報 告	報告	23	26	26	25	23
		監報	8	7	7	7	7
	そ の 他	31	41	33	32	48	
小 計	128	131	126	128	144		
議員提出案件	条 例	3	2	2	2	4	
	意 見 書	15	12	15	11	18	
	決 議	2	1	1	0	0	
	議 員 派 遣	0	0	0	0	0	
	そ の 他	5	3	5	0	4	
	小 計	25	18	23	13	26	
その他の案件	許 可	4	0	4	6	5	
	選 挙	6	4	4	4	6	
	選 任	4	2	5	5	13	
	会 期 の 決 定	6	5	5	5	7	
	決 定	2	2	1	1	1	
	請 願	6	2	2	1	2	
	小 計	28	15	21	22	34	
合 計	181	164	170	163	204		

## 本会議・委員会等の開催状況

区分			年度	H28	H29	H30	R1	R2	
本 会 議	定 例 会	会議日数	20	17	18	13	22		
		会期日程	79	72	74	68	80		
	臨 時 会	会議日数	4	3	2	2	5		
		会期日程	4	3	2	2	5		
	本 会 議 合 計	会議日数	24	20	20	15	27		
		会期日程	83	75	76	70	85		
委 員 会 等	常任委員会	総務	開催日数	6	5	5	5	4	
		文教	開催日数	7	6	5	5	5	
		民生	開催日数	8	7	7	6	5	
		建設	開催日数	7	7	5	5	5	
		常任委員協議会	開催日数	0	4	0	1	6	
	常任委員会 開催日数(小計)			28	29	22	22	25	
	特別委員会	北部地域整備対策	開催日数	2	2	3	3	2	
		市街地整備対策	開催日数	2	2	3	2	2	
		市民会館跡地等整備対策	開催日数			3	3	3	
		議員定数・議員報酬審特別委員会	開催日数	1					
		議会の請求に基づく監査の結果[監報第4号]に関する調査特別委員会	開催日数	10					
	幹事長会			開催日数	16	16	21	17	16
	議会運営委員会			開催日数	11	10	14	13	16
	議会広報委員会			開催日数	4	6	4	9	6
	議員総会			開催日数	2	1	2	2	1
	正副委員長会			開催日数	5	2	2	3	2
	議会改革推進委員会			開催日数	8				
	政治倫理条例策定会議			開催日数		11	10	3	
	議員定数・議員報酬あり方検討会議			開催日数	4				
	議会基本条例検証会議			開催日数			3	9	7
	特別委員会等 開催日数(小計)			65	50	65	64	55	
	委員会等開催日数 合計			93	79	87	86	80	
	本会議・委員会等 開催日数 合計			117	99	107	101	107	

## 茨木市議会における主な議会改革の取り組みについて

項 目	内 容	時 期
1 発言時間の割り振り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議での発言時間の割り振りについて試行</li> <li>・議員1人当たり5分に審議日数を掛けた時間を割り振ることに決定</li> </ul>	平成10年12月 平成15年 3月
2 議員用公用車の管理	総務部総務課において集中管理	平成11年 4月
3 会議における呼称	〇〇君→〇〇議員、〇〇委員、〇〇部長等に変更	平成12年 5月
4 議員定数条例の改正	36人→32人（平成13年1月の一般選挙から適用）	平成12年12月
5 質問席の設置	議員定数条例を改正したことに伴い、最前列中央の2議席を改修し、対面式の質問席を設置	平成13年 5月
6 会議録検索システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内LANにて稼働</li> <li>・議会ホームページに掲載</li> </ul>	平成13年 4月 平成14年10月
7 議会ホームページの開設	議員名簿、会派構成、市議会のしくみ・運営・構成・傍聴、請願・陳情の手続き、議会日程、提出案件・議決結果の一覧、議場配席図 等	平成14年 1月
8 委員会会議録の配付	委員長報告（質疑概要）を全文筆記の会議録に変更し、最終本会議前日に全議員及び理事者に配付	平成13年 3月
9 傍聴者への発言通告一覧表の配布	本会議の傍聴者に配布	平成13年 9月
10 委員会の傍聴者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴席を12席設ける</li> <li>・委員会条例を改正し、委員会の会議を公開とする</li> </ul>	平成13年 9月 平成15年 2月
11 審議会等への議員の参画	<p>(1) 法律、政令等に定めがある場合を除き、原則として参画しない（消防委員会、中小企業融資審査委員会、青少年健全育成審議会、国民健康保険運営協議会、保健医療センター理事）</p> <p>(2) 議会推薦の農業委員会委員を2人減員（5人→3人）</p>	平成14年 2月
12 本会議録の配布方法	全議員に配布していたが、会派に1～2冊の配布とし、各議員へはFDで配布（各議員へのFDでの配布は平成17年12月から廃止）	平成14年 3月

	項 目	内 容	時 期
13	会議規則等の見直し	平成14年2月に都市行政問題研究会からの「分権時代にふさわしい新しい会議規則」等の提示を踏まえ、時代に即応した会議規則等の制定を目指し、平成14年5月から議会運営委員会(延べ15回)を開催して、検討を進め、市議会請願条例・会議条例・委員会規則を制定し、会議規則・委員会条例の全部改正を行った	平成15年 2月
14	議会だより	議会だよりと市広報誌との一本化	平成15年 5月
15	全議員へパソコン貸与	インターネット接続、エクセル、ワード	平成15年 6月
16	本会議次第書の見直し	会議規則等の見直しに伴う本会議次第書の整理	平成16年 3月
17	政務調査費の交付に関する条例の改正	政務調査費の使途内容を明確にするため、領収書等の証拠書類の添付を義務づけた	平成16年 6月
18	会派構成人数の規定	会派の定義を「3人以上」と規定(会議規則・委員会条例・政務調査費の交付に関する条例・広報委員会設置規程の改正)	平成16年12月
19	発言通告書の取り扱い	電子メールまたはFAXによる提出も認める	平成18年 3月
20	特別傍聴室の設置	子ども連れの方でも安心して傍聴できる部屋を設置した	平成18年 6月
21	議会だよりの全ページをカラー化	議会だよりの紙面を一新し、全ページフルカラーとした	平成20年 5月
22	政務調査費の収支報告書の公開	政務調査費の収支報告書等の写しを市役所南館情報ルームに設置し、自由に閲覧できるようにした	平成20年 6月
23	会派行政視察(議員派遣)年額の見直し	会派行政視察(議員派遣)の年額を1人当たり180,000円から150,000円に減額した	平成21年 4月
24	政務調査費の減額	政務調査費1人月額80,000円を40,000円に減額した	平成21年 4月
25	市議会議員期末手当の加算措置の凍結	市議会議員期末手当の加算措置を2年間凍結	平成21年 4月

	項 目	内 容	時 期
26	行政視察における事務局随行の見直し	常任委員会、特別委員会の行政視察時の事務局随行者を2人から1人に変更した	平成21年 5月
27	議員用駐車場の有料化	本館地下1階の議員用駐車場を有料化 ※平成25年度末をもって終了	平成21年 9月
28	委員会への資料請求の取り扱い	委員会開催日の前日午後5時までに委員長に資料請求を申し出て、委員会に委員長が諮って決定する	平成21年 9月
29	龍谷大学との地域連携協定の締結	市議会と龍谷大学が、双方のもつ知識や人的資源を活用し、地域社会における高度な識見を有する人材を育成することを目的として、「龍谷大学と茨木市議会との地域人材育成に係る相互協力に関する協定」を締結	平成22年 2月
30	携帯電話へのメール配信による連絡	会議の通知等について希望する議員には携帯電話へのメール配信により連絡する	平成22年10月
31	議会改革活性化検討委員会の設置	議会機能のさらなる充実を目指して議会改革活性化検討委員会(全議員が委員、任期は平成25年1月)を設置。同検討委員会に議会基本条例検討部会と議会広報等検討部会を設置	平成22年10月
32	議長車の一括管理	議長車を総務部で一括管理	平成23年4月
33	長期欠席者に対する議員報酬の減額措置	茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例を改正し、連続する3回以上の定例会及びその間のすべての会議を欠席したときは議員報酬を減額する	平成23年4月
34	行政視察の自粛	平成23年度の議会運営委員会、特別委員会の視察を自粛し、会派視察は1人当たり5万円を減額した	平成23年4月
35	議員記章の廃止	次期改選時(平成25年1月)から茨木市議会の記章を廃止し、全国市議会議長会の記章のみの貸与とする	平成23年11月
36	議会だよりの充実	(1)議会だよりにおける質疑概要の掲載時、会派名及び質疑者名を掲載する (2)議案(修正案及び組み替え動議を含む)に対する各議員の賛否一覧を掲載する	平成24年 3月

	項 目	内 容	時 期
37	議会ホームページの充実	(1) 議長のメールアドレスを設置、掲載 (2) 各議員のメールアドレスを掲載 (3) 可決された決議・意見書を掲載 (4) 可決された議員提出議案を掲載 (5) 採択された請願を掲載 (6) 開会日に発言通告一覧表を掲載（施政方針に対する各会派の代表質問は施政方針説明の翌日に掲載） (7) 委員会行政視察の報告を掲載 (8) 他市からの行政視察の受け入れ一覧を掲載	平成24年3月
38	議会日程の周知	図書館、生涯学習センター、男女共生センターに議会日程を掲示	平成24年3月
39	傍聴者への資料提供	(1) 本会議においては議事日程、発言通告書、議案の概要を配付する (2) 委員会においては議案付託表を配付し、委員会で請求のあった資料については閲覧できるようにする	平成24年3月
40	議会費予算の周知	(1) 当初予算議決後、幹事長会において議会費の詳細を報告する (2) 幹事長会において議会費の詳細を報告した後、議会ホームページにも掲載する	平成24年3月
41	議員定数条例の改正	32人→30人（平成25年1月の一般選挙から適用）	平成24年6月
42	議員報酬条例の改正	議員報酬を10%削減する（平成24年7月1日～平成25年1月30日までの間）	平成24年6月
43	議会基本条例の制定	茨木市議会基本条例を制定（平成25年1月31日施行）	平成24年9月
44	インターネット中継の実施	本会議のインターネット中継を実施（生中継・録画中継）	平成25年3月
45	一問一答方式の導入	本会議において一問一答方式を導入（一般質問において実施し、一括方式・複合方式の選択制とする）	平成25年3月
46	確認機会の付与	本会議、委員会において理事者側に発言趣旨に対する確認の機会を付与する	平成25年3月
47	議会改革推進委員会の設置	議会基本条例の運用及び議会改革に関することについて協議・調整するために設置	平成25年3月
48	議員報酬条例の改正	議員報酬を5%削減する（平成25年7月1日～平成26年3月31日までの間）	平成25年6月

	項 目	内 容	時 期
49	議会報告会の実施	初めての議会報告会を実施（平成25年11月13日）※第2回は平成26年11月11日 第3回は平成27年11月10日	平成25年11月
50	災害時情報伝達体制の策定	市において、災害警戒本部または災害対策本部が設置された場合等における情報伝達体制を策定	平成25年12月
51	議員間討議の実施	常任委員会において議員間討議を実施（平成26年6月から）	平成26年6月
52	政策立案・政策提言の取り扱い	議会、委員会、幹事長会、会派及び議員において、政策立案（条例提案）及び政策提言する場合の取り扱いについて決定	平成27年1月
53	附帯決議の取り扱い	本会議及び委員会における附帯決議の取り扱いについて決定	平成28年1月
54	立命館大学との連携協力に関する協定の締結	市議会と立命館大学が、相互に連携協力を図ることにより、地域社会の発展及び人材育成に貢献することを目的として、「茨木市議会と立命館大学との連携協力に関する協定」を締結	平成28年6月
55	議員間討議の合意成果を議会全体で取り組む仕組み	「政策立案・政策提言の取り扱い」に基づき運用することに決定	平成28年11月
56	議会改革推進委員会のページを市ホームページに作成	推進委員会設置までの沿革及び推進委員会の開催状況について掲載	平成28年11月
57	政務活動費に関する情報提供	内規の公開を含め、公開範囲を領収書まで全部とし、掲載の開始時期を平成28年度分からとする なお、掲載の期間は5年度分とする	平成28年11月
58	政務調査費の情報公開	・政務活動費（調査費）の収支報告書及び会計帳簿等の写しを保存年限分、情報ルームに設置する ・市議会ホームページにおいて、内規、収支報告書及び会計帳簿等の写し（保存年限分）を公開する	平成28年11月
59	議員定数条例の改正	30人→28人（平成29年1月の一般選挙から適用）	平成28年12月
60	政治倫理条例策定会議の設置	政治倫理条例の策定について協議・調整するために設置	平成29年4月
61	リフレッシュルームの廃止	本館5階のリフレッシュルームを廃止し、第三会議室とする	平成29年6月
62	政務活動費の収支報告書等のホームページでの公開	政務活動費の収支報告書及び会計帳簿等の写しを保存年限分、市議会ホームページで公開 （平成28年度分から）	平成29年9月
63	一般会計補正予算質疑における特別会計・企業会計に係る発言の取り扱いの変更	「特別会計・企業会計の補正予算議案が上程されない定例会においては、一般会計補正予算の質疑の中で、当該特別会計企業会計の事業についても発言することを認める」ことを決定	平成29年11月

	項 目	内 容	時 期
64	政務活動費の減額	政務活動費の1人月額40,000円を25,000円に減額した	平成30年10月
65	ふれあい型アンケートの実施	立命館大学政策科学部教授の協力のもと、茨木市民を対象に議会に対するアンケートを実施	平成30年11月
66	議会基本条例検証会議の設置	議会基本条例の運用について協議・調整するために設置	平成30年11月
67	追手門学院大学との連携協力に関する協定の締結	市議会と追手門学院大学が、相互に連携・協力することにより、地域社会の発展及び人材育成に貢献することを目的として、「茨木市議会と追手門学院大学との連携協力に関する協定」を締結	平成31年1月
68	議会会議室の貸し出し	本館5階第三会議室及び4階議場横の理事者控室については、原則、市職員等による内部会議、勤務時間内での使用を範囲として貸し出しする	平成31年2月
69	災害時等における議会の行動指針の策定	地震や風水害等による大規模災害発生時等における議会及び議員の行動指針について規定	令和元年8月
70	政治倫理条例の制定	茨木市議会議員政治倫理条例を制定（令和元年9月9日施行）	令和元年9月
71	議会だよりの充実	・質疑の概要について、会派名及び質疑者名を掲載 ・質疑者名の部分に顔写真及び録画中継サイトへリンクする二次元コードを掲載	令和2年4月
72	議員報酬条例の改正	議員報酬を20%削減する（令和2年6月1日～令和3年1月30日までの間）	令和2年5月
73	新型コロナウイルス感染防止対応	定足数による本会議運営	令和2年5月
		合同ヒアリングによる本会議質疑	令和2年5月
		常任委員会等における説明員の入れ替えによる運営	令和2年6月
		本会議場へのアクリル板設置（議長席、演壇、質問席）	令和2年9月
		本会議場へのアクリル板設置（全席）	令和3年2月
74	議会基本条例の改正	・平成30年10月に議会基本条例検証会議を設置、延べ12回の会議を実施。令和2年1月29日に報告書作成 ・議会基本条例第5条及び第20条を改正	令和2年9月



	項 目	内 容	時 期
75	公共的組織等の長の辞退	小中学校区を単位とする公共的組織等の長を辞退する旨の申し合わせを決定した	令和2年11月
76	タブレット端末の取扱い	・全議員にタブレット端末を貸与するとともに、その取扱いについて規定した ・理事者からの情報提供の電子化を実施	令和2年11月
77	議会広報活動	・議員主体によるSNS等の活用について検討 ・市議会だより新年号の「各会派の抱負」の掲載方法の検討	令和2年11月
78	委員会条例の改正	常任委員会の任期を2年に変更するため委員会条例を改正（令和3年1月31日施行）	令和2年12月
79	議員名簿の表記	議員の住所表記は、希望すれば町名までの表記とすることも可能	令和2年12月
80	ファクス貸与の終了	タブレット端末の貸与に伴い、ファクス機器の貸与及び基本料金の公費負担を廃止	令和3年1月
81	議員報酬条例の改正	議員報酬を5%削減する（令和3年4月1日～令和3年11月30日までの間）	令和3年3月
82	議員総会の廃止	予算内示のための議員総会は開催せず、議案説明会において当初予算説明	令和3年3月
83	議会基本条例推進協議会を設置	議会における諸課題の推進について協議を行うため、正副議長及び各幹事長で構成する「議会基本条例推進協議会」を設置	令和3年4月
84	議会図書室の運営、充実	タブレット端末に図書関連フォルダを作成、蔵書一覧を掲載	令和3年5月
		購入希望図書がある場合、図書購入希望票を提出	令和3年6月
85	発言通告書の締切時間の見直し	定例会前段本会議の発言通告書締切を午後5時から午後3時に変更	令和3年9月
86	委員会条例の改正	感染症蔓延防止の観点から、オンラインによる委員会出席を認めるため委員会条例を改正（令和3年12月1日施行）	令和3年9月

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会の活動原則（第2条）
- 第3章 議員の活動原則（第3条・第4条）
- 第4章 市民と議会の関係（第5条・第6条）
- 第5章 市長等と議会の関係（第7条―第10条）
- 第6章 議会運営（第11条―第14条）
- 第7章 議会の体制整備（第15条―第18条）
- 第8章 最高規範性及び継続的な検討（第19条・第20条）

附則

茨木市議会は、選挙により選ばれた議員で構成し、同じく選挙で選ばれた市長とともに、茨木市民の代表機関である。議会は、執行機関の監視及び評価、政策立案・提言の役割を担っている。そのため、市民の多様な意見の集約・調整を行い、議員間の議論を通じて政策の論点や課題を明らかにした上で、意思決定を行うものである。

よって、茨木市議会は、これまで行ってきた議会改革をさらに進め、市民の信頼と負託に応え、市民に開かれた議会、行動力と活力にあふれる存在感ある議会をめざし、不断の努力をもって、将来を見据えたまちづくりの実現のため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会及び議員の活動原則、議会運営のあり方等を定めることにより、議会の活性化を図り、市民に分かりやすい開かれた議会を実現し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2章 議会の活動原則

（議会の活動原則）

第2条 議会は、市民の代表機関として、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。

- (1) 公正性及び透明性を重んじ、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の意見を的確に把握するため、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 分かりやすい視点と方法で議会運営に努めること。
- (4) 活発な議員間討議を経ることにより、政策立案及び政策提言の強化に努めること。
- (5) 意思決定機関として、議決責任を深く認識すること。
- (6) 市政運営が適に行われているかを監視及び評価すること。

第3章 議員の活動原則

（議員の活動原則）

第3条 議員は、市民の代表者として倫理性と責任を自覚し、次の各号に掲げる原則に基づき、活動を行うものとする。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由闊達な討議を通じて合意形成に努めること。
- (2) 市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 市民の意見を的確に把握し、議会活動に反映させること。
- (4) 日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めること。

（会派）

第4条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策提言等に関して調整を行い、必要に応じて議会内の合意形成に努めるものとする。

第4章 市民と議会との関係

（市民に対する説明責任）

第5条 議会は、政策立案、政策提言、政策決定等に関し、市民に対して説明責任を有する。

2 前項の責任を果たすため、市民との交流の場を設ける。

（議会広報の充実）

第6条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、分かりやすい周知を行い、より多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう努めるものとする。

第5章 市長等と議会の関係

（市長等との関係）

第7条 議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と常に緊張と話（わ）のある関係を構築するものとする。

（確認機会の付与）

第8条 議長並びに議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長は、審議又は審査の充実を図るため、論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等及びその補助職員に対し、議員及び委員の発言趣旨に対する確認の機会を付与することができる。

（一問一答方式）

第9条 議会の会議における質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

（議会への情報提供）

第10条 議会は、市長等が提案する計画、政策、施策、事業等について、必要があると認めるときは、説明を求めるものとする。

## 第6章 議会運営

（議長の責務）

第11条 議長は、議会を代表し、公正で効率的な議会運営に努めるものとする。

（議員間討議）

第12条 議会は、その機能を最大限に発揮するため、委員会等において、多様な意見の反映及び合意形成に努めるよう議員間討議の時間を設けるものとする。

（常任委員会の活動）

第13条 常任委員会は、その所管に属する事務調査、議案等の審査の充実及び活性化を図り、その機能を十分発揮しなければならない。

2 常任委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、閉会中も所管事務調査の積極的な活用により、政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。

3 委員長は、公正で効率的な委員会運営に努めるものとする。

（議案等の調査及び研究）

第14条 議会は、議案等の調査及び研究に当たり、適切な判断に資するため、必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する学識経験を有する者等による専門的調査並びに公聴会制度及び参考人制度を積極的に活用し、議会の意思決定に反映するよう努めるものとする。

## 第7章 議会の体制整備

（議員研修の充実）

第15条 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、研修を実施し、その充実に努めるものとする。

（議会図書室の充実）

第16条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

（議会事務局の充実）

第17条 議会は、議員の政策立案能力等の向上を図るとともに、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。

（予算の確保）

第18条 議会は、その機能を充実させるとともに、より円滑な議会運営を実現するため、社会情勢を踏まえた上で、必要な予算の確保に努めるものとする。

## 第8章 最高規範性及び継続的な検討

（最高規範性）

第19条 この条例は議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例との整合性を図るものとする。

2 議会は、この条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後速やかにこの条例の研修を行うものとする。

（継続的な検討）

第20条 議会は、常にこの条例の運用状況、社会情勢の変化等を勘案し、議員の任期中に、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成25年1月31日から施行する。

附 則（令和2年条例第29号）

この条例は、令和3年1月31日から施行する。